

板橋区パートナーシップ宣誓制度【概要】

※詳細は区ホームページ（「板橋区パートナーシップ宣誓制度について」）参照



1. 制度創設目的

区におけるダイバーシティ&インクルージョンの推進、性的マイノリティ[※]当事者の生活上の不便の軽減や差別・偏見・いじめのない社会の具現化を図るため、「板橋区パートナーシップ宣誓制度」を創設する。

（根拠規程：板橋区パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱）

※性的マイノリティ：性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者。

2. 制度開始日

令和5年11月1日

3. 制度内容

制度対象者である二者が、区長に対して、互いを人生のパートナーであることを宣誓し（宣誓書を提出し）、区長は宣誓書が提出されたことを証明する書類を交付する。

制度対象者	双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者。
宣誓対象者要件	宣誓をする日において、以下①～⑥を全ての要件を満たす者 ①双方が成年に達していること ②双方が婚姻（事実婚を含む）をしていないこと ③双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと ④パートナーシップ関係の相手方が直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと ⑤次のいずれかに該当すること ア 双方が区内に住所を有していること イ 一方が区内に住所を有し、かつ他の一方が3か月以内に区内への転入を予定していること ウ 双方が3か月以内に区内への転入を予定していること ⑥双方が宣誓の取消を受けたことがないこと

<p style="text-align: center;">宣誓手続き</p>	<p>①事前予約 区ホームページ（電子申請）等により宣誓手続き希望日等を申出。</p> <p>②宣誓日時調整 会議室空き状況等に照らし宣誓日時を調整。</p> <p>③宣誓 予約日時に必要書類を持参のうえ、二人揃って来庁し、宣誓書を記載。</p> <p>④-1 双方が区内に住所を有している場合 パートナーシップ宣誓書受領証（A4版）及びパートナーシップ宣誓書受領証携帯用カード（以下「受領証等」という。）の交付を受ける。</p> <p>④-2 双方又はいずれか一方が区内に3か月以内に区内転入予定の場合 パートナーシップ宣誓書受付票（以下「受付票」という。）の交付を受ける。 ※受付票の効果は受領証等と同じ。有効期間は3か月間。 ※3か月以内に双方が区内に住所を有した後、受付票及び住民票の写しを提出することにより受領証等の交付を受けることができる。 ※受領証等及び受付票については別紙参照。</p>
<p style="text-align: center;">受領証等活用予定事業 （板橋区事業）</p> <p>※令和5年11月1日現在</p>	<p>①保育の必要性の認定及び認可保育施設の入所申込に関する事務</p> <p>②幼児教育・保育無償化の認定に関する事務</p> <p>③区立幼稚園の入園申込</p> <p>④里親（養育家庭、専門養育里親）の認定・登録</p> <p>⑤あいキッズ（板橋区放課後対策事業）の利用登録・申請</p> <p>⑥ファミリー・サポート・センター事業の登録</p> <p>⑦育児支援ヘルパー派遣事業の登録</p> <p>⑧ショートステイ・トワイライトステイ事業、乳児ショートステイ事業等の利用申込</p> <p>⑨保健福祉オンブズマンへの申立</p> <p>⑩赤塚ホーム緊急保護事業</p> <p>⑪税証明の発行及び申告の受付</p>
<p style="text-align: center;">東京都パートナーシップ 宣誓制度との連携</p>	<p>東京都と板橋区において、互いの受領証を自らが交付する証明書と同様に 取り扱う連携協定を締結。板橋区制度により交付される受領証を提示して、 東京都事業の利用が可能（一部対象外の事業あり）。</p> <p>※同様に東京都の交付する受領証を提示して、上記板橋区事業利用可能。</p>

4.【参考】不動産賃貸・売買における受領証活用事例

- ・東京都…都営住宅入居申込（家族要件規定に「パートナーシップ関係の相手方」を追加）
- ・三井住友銀行…パートナーとの連帯債務型借入可能